

第2回門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 日時 平成25年10月4日（金）午後1時30分～午後3時45分
2. 場所 門真市役所本館2階第6会議室
3. 出席者 （委員）小寺委員、西田委員、橋本委員、稲毛委員、下治委員  
（事務局）山本高齢福祉課長、村下高齢福祉課主任、高齢福祉課東口
4. 内容 開会、第2次審査の方法などについての説明、  
第2次審査（プレゼンテーション審査）、審査結果報告、総合評価、  
閉会

**【事務局】**

定刻になりましたので、ただいまから第2回門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は御多忙にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。1枚目の、会議次第をご覧ください。資料1がこの会議次第、資料2が、第2回選定委員会予定表、資料3が、指定管理者選定委員会名簿、資料4が第1次審査採点結果、なお資料4は、個別の票と総合計の表がございます。資料5が指定管理者候補者に関する審査基準、資料6が指定管理者候補者選定に関する採点表、資料7が共通の質問項目、資料8が面接審査用のメモ用紙でございます。不足などございませんでしょうか。

**【事務局】**

それでは、以降の進行を委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**【委員長】**

それでは、第2回門真市立老人福祉センター等指定管理者候補者選定委員会を開会します。はじめに、委員5人中5人が出席されておりますので、この会議は成立していることを報告します。それでは、第2次審査の方法などについて事務局よりご説明

をお願い致します。

### 【事務局】

それでは、第2次審査の方法などについて事務局よりご説明します。資料2「第2回選定委員会予定表」をご覧ください。本日は、プレゼンテーション審査を行っていただいた後、質疑応答を行い、前回の第1次審査結果と第2次審査結果を合わせた総評を行っていただきます。プレゼンテーション審査は晋栄福祉会、門真市シルバー人材センターの順に行います。なお、この順は申請書類の提出順とさせていただいております。プレゼンテーション審査では、はじめに申請団体から事業計画書のプレゼンテーションを20分以内で行っていただき、その後、質疑応答を30分程度行います。全ての団体のプレゼンテーション審査が終了しましたら、2次審査の得点の集計を行うため、休憩をお取りいただきます。集計結果が出ましたら、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計をもとに総評を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきます。なお、各審査の得点の配分でございますが、8月30日に開催されました第1回選定委員会において第1次審査と第2次審査では、2対1の割合で得点を集計するということを決定しております。従いまして、第1次審査は各委員一人当たりの満点を200点とし、第2次審査は、各委員一人当たりの満点を100点といたしております。なお、第1次審査の得点は資料4の「第1次審査採点結果」のとおりです。次に、資料7「質問項目」をご覧ください。第1次審査でも用いた評価項目から直接聞くことにより、より深い評価ができると考えられる評価項目を選択し、それを図るための5つの共通質問を作成しました。プレゼンテーションが終わりましたら、質問を上から順に行っていただき、また、共通質問に含まれていない内容につきましては、各委員より随意ご質問いただきますようお願いいたします。採点の際は、資料6の「採点表」にお願いします。採点方法ですが、採点表の下に記載しておりますように、ABCDEの5段階の評価基準を設けており、それぞれの選定基準ごとに5段階評価していただきます。得点を○で囲っていただきますようお願いいたします。なお、得点を訂正される場合は○を二重線で消した上で、正しい得点を○で囲っていただきますようお願いいたします。なお、よいと思われた事柄や、何かお気づきのことがございましたら、特記事項の欄にコメントを記入してください。以上で、第2次審査の方法などについて説明を終わります。

**【委員長】**

有難うございました。ただいま事務局より第2次審査の方法などについてのご説明がございましたが、委員の皆さん、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

**【委員長】**

それでは、これからプレゼンテーション審査に移らせていただきます。事務局は団体を入室させていただきたいと思います。

(社会福祉法人 晋栄福社会 入室、着席)

**【事務局】**

準備が終わり次第、法人名と氏名を述べた後プレゼンテーションを開始してください。なお、プレゼンテーションの時間は20分間としています。5分前にベルを鳴らしますので、必ず制限時間内に説明を終えてください。その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。なお、審査で発言された内容はすべて記録され、貴団体が指定管理者として施設の管理運営をしていただくにあたり遵守すべき事項となり、また必要があれば、公表の対象となる可能性がありますのでご承知おきください。それでは、プレゼンテーションを始めてください。

(社会福祉法人 晋栄福社会 プレゼンテーション)

《門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示》

**【委員長】**

ただいま晋栄福社会さんからのプレゼンテーションがございました。ただいまの説明及び提出書類の内容に対して、委員の皆様方、何かご質問はございませんでしょうか。

### 【委員長】

それでは私の方から、まずご質問させていただきたいと思います。提出書類にも記載していただいているわけですがけれども、再度老人福祉センター等の指定管理に申請された理由であるとか、動機についてもう少し詳しくお聞かせください。

### 【社会福祉法人 晋栄福祉会】

はい、指定管理に関しましては、2年半前のときと我々法人の考え方は、まず変わっておりません。介護、看護、保育、こういったことを、もちろん我々は専門的に考えてきたわけですがここに元気な高齢者の方、センターに来られている方すべてが元気な方ではないのですが、やはり我々がこれまで対象としてきた方々とは少し違っていて、元気な高齢者の方々もたくさんいらっしゃいます。ただ、そうはいいながらも生活レベルとしては、またいろいろな方がいらっしゃいます。そういった意味での福祉的な考え方も含めて、我々はサポートができるということと、もう1つは、我々の強みには保育というものがあります。先ほど話はしていなかったのですが、実際にはこの2年半の間に、このセンター等をご利用されている高齢者の方々と、いわゆる子供たち。これは保育関係。これは市の方からの協力もいただきましたし、我々法人の保育園、それ以外の方々の協力もいただきました。こういった方々との触れ合いの場をつくるのが、我々法人はできるということで行って来ました。一番は、そういったいろいろな方々とのつながりを持っていただきたいということも含めて、高齢者の方々一人一人のいわゆる生きがいを、我々がサポートしていきたい。これは単に催し物を行うだけではなくて、人とのつながりをサポートすることができる。ということ、法人の強みとして応募させていただいております。

### 【委員長】

はい、ありがとうございます。他に何かご質問はございますでしょうか。

### 【A委員】

指定管理料について2つお聞かせ願います。まず1つが、指定管理料算定に際して、縮減の重点ポイントとして考えられたとこはどこかということ、それと2点目は、ご提案いただいた指定管理料で、適切に管理運営をしていく上でどういう工夫をしてい

く予定なのか。その2点についてお聞かせ願えますか。

**【社会福祉法人 晋栄福祉会】**

縮減の重点ポイントとしてはまず、光熱水費が挙げられます。この2年間、我々がさせていただいた中でも、ある程度の数字の縮減は行ってきました。これからももちろん必要なんですけれども、これまでのような大幅な縮減は難しいかなと思います。しかし、このご時勢ですので、そういったことも視野に入れていかないといけないので、職員にはもう浸透していますけれども、ご利用されている方々も含めてそういった意識を持っていただいて、少しでも縮減できるようにしていこうと考えております。

ご提案させていただいた指定管理料で適切に管理運営をしていく上での工夫としては、センター等で勤務している職員には、この数字を基本的には報告しています。実際に利用されている方の対応をしているのは現場の職員であり、管理を行っているのは法人本部ですので、その両方の目で見ることにより、縮減が必要であるとか、適正な管理が必要であるか等、正しい運営が出来ているかどうかを考えることが、我々法人の、指定管理の運営としての工夫であります。人件費に関しても、もちろんそうありますし、委託に関しましては法人本部で行っておりますが、いろんな業者との接点もありますから、同じ内容で少しでもお安く、きちんとした対応をしていただけるかどうかを考えて委託をするということが、縮減を含めての管理運営の工夫であります。

**【A委員】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

他にご質問はございませんでしょうか。

**【B委員】**

それではお伺いいたします。高齢者の生活に関する各種相談や介護予防の視点での取り組みも期待される場所ですけれども、そういうことに対応できるスタッフの方はどのような方をお考えになっているのでしょうか。

### 【社会福祉法人 晋栄福祉会】

まず、この2年間の中で相談いただいたことに関しまして、我々が指定管理をした際には、我々の法人職員は3名、我々の法人で管理することも好ましくないという考え方もありますので、他の法人であったりという事も含めて、お声をかけさせていただき、ご協力をいただいて、というような事で、これまで行ってきております。今後に関しましても、法人の職員の専門職がおりますので、それぞれ専門職との連携をしながら、場合によって、その方にとって必要なことがあれば、総合的にお手伝いさせていただけるのが、我々法人の強みであると思っています。我々法人だけに限らず、他の法人も含めて、ご協力をお願いできるところにはお声をかけさせていただきながら、このセンター自身が地域の方々、そしてご利用されている方、当然、市民の方々にとっての社会支援であるということの認識をしていただくことを一番に考えておりますので、そういったことを含めながら、専門職の活用をさせていただき、というように考えております。以上です。

### 【B委員】

ありがとうございました。

### 【委員長】

はい、他にご質問はございませんでしょうか。

### 【C委員】

まず、最初に確認をさせていただきますけども、この9月の議会で交流サロンの休館日が1日少なくなって、日曜日だけとなり、開館時間も9時からということで、そのことを事前にお知らせをさしていただいたようには聞いているのですが、その結果として、この人員体制であるとか、予算関係含めて、見積もっていただいているということよろしいでしょうか。

### 【社会福祉法人 晋栄福祉会】

現段階におきまして、交流サロンに関しましては、職員が滞在できる場所というも

がありません。これは建物の構造上、事務所もありません。

ですから、そこに常に待機をするということが、現実的には難しい状況になっています。ただ、我々もこれまでに、そしたら利用されている時に全く何もしていないのか、というのではなく、外側にはやはり車を止められるスペースがありますし、芝生のような場所もあります。ここの管理をするという事も必要でありましたから、鍵の開け閉めに限らず、ここの部分の手入れ、清掃等の事も行っておりますので、中に待機をするという形ではなくて、巡回という形で行わせていただいているという状況になります。そこで、我々も利用されている方々の状況等も含めながら、確認をさせていただいている、というような形で、これまで行わせていただいております。これからに関して、例えば状況も変わってくるかもしれませんが、また我々も考えなければいけないところもあるかと思いますが、そのような形をこれまで通り行わせていただくように考えております。

#### 【C委員】

有難うございます。もう少し、詳しく中身を聞きたいのですが、交流サロンの方は常駐体制がなかなかとれないので、利用があるときに開けに行ったり管理をしたりという形で、その都度という対応だと思のですが、あと残りの2つの施設の、全体12名でやられるという計画を出されておりますけども、その割り振りの具体的なイメージとしては、日々でいうと、どんなイメージになるのでしょうか。

#### 【社会福祉法人 晋栄福祉会】

まず老人福祉センターに関しては、一番ご利用の人数が多いのですが、センターに関しては、非常勤の事務・清掃スタッフ6名に加えてセンター長というような状況になります。ただしこれは、大きな行事があった時には、体制は変えています。一方で、ふれあいセンターに関しましては、非常勤の事務職員4名と、プラス清掃スタッフが1名というような状況で行っています。こちらは、センターに比べると、これは使用頻度の問題もありますが、形がちょっと違います。老人福祉センターに関しましては、大きな催しもあるのですが、毎日、将棋であったり、ビリヤードであったりというような、細かいサークル活動というものが、たくさんあります。

ところが、ふれあいセンターに関しましては、サークル活動を活用しているところ

の数が、そんなにたくさんあるわけではありませんし、大きな行事の数が老人福祉センターより少ないということで、体制の人数を変えています。

ただ、老人福祉センターで行われている大きな行事を、ふれあいセンターでも行うときがありますので、それは、その時の対応に応じてそれぞれの職員、基本はこちらの職員という形で配置はしていますが、応援体制を取りながら、その状況によって人数を増やしたりしています。ただ先ほど言いましたように、清掃という名前で、スタッフにはなっておりますが、これはトータルで行っておりますので、そういった者も一緒にローテーションの中に入っておりますから、先ほど申しましたように、例えば老人福祉センターで2名の職員のうち1人が休憩に入っていたりするときには、清掃のスタッフが窓口対応と、ご利用者の対応等にもあたっておりますので、そういう形では、柔軟にできるような形にはしております。もちろん、常勤スタッフも清掃は行っておりますので、その中で職員の体制の工夫はこれからも行っていくという形で考えております。

#### 【C委員】

ありがとうございました。あと、いろんなスタッフが行事に合わせて活躍いただいているということをお聞きしたのですけれども、基本的な受付であるとか、いろんな管理面の、従来から雇用されている方は基本的にはご本人が希望されれば、再雇用というスタンスでいらっしゃるということによろしいのでしょうか。

#### 【社会福祉法人 晋栄福祉会】

我々法人としての運営の中で、何かの問題があったわけではありませんから、逆に我々は、このまま雇用させていただく方向で考えております。

#### 【C委員】

わかりました。あと基本的には、スタッフの方はほとんど本市の市民の方が中心なんですかね。

#### 【社会福祉法人 晋栄福祉会】

はい、ほぼそのような形です。



**【C委員】**

ほぼそういう形で。そうですか。

**【C委員】**

あと、そのスタッフの中で、今後の課題だとは思いますが、障がい者雇用みたいなことで、何か考えられておられるような、将来の話でも結構なのですが、何かそういう構想、展望みたいなものがもし、おありでしたら聞かせていただければと思います。

**【社会福祉法人 晋栄福祉会】**

障がい者雇用に関しましては、うちの場合は法人組織として障がい者雇用の率が決められておりますので、それに対応していくという形になります。

**【C委員】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

他にご質問はございませんでしょうか。

**【D委員】**

では、2点ほどお伺いさせていただきます。先程にもお話はありましたけれども、地域住民の方との交流を深めていく、例えば「蓮」を活用する方策であるとか、いろいろあると思うのですが、それについてもう少し詳しくお聞きしてよろしいでしょうか。

**【社会福祉法人 晋栄福祉会】**

これまでにしましては、例えば老人福祉センターに関しましてでありましたら、場所的にも目の前が全て民家、という状況になります。ですから我々が行事を行うにあたって、センター内での利用者しか参加できないものに関しては別になりますが、

それ以外のものに関しましては、近隣の方々にもご説明にあがらせていただいております。例えば一番大きなものとしまして、防災訓練に関しまして、これは我々、館内のご利用者だけではなくて、地域的なものにあたると思いますので、消防署の方の立会いを行わせていただく際には、近隣の方々にも、お声をかけさせていただいております。具体的には、以前、震災の関係を含めてという事で、消防署の方、その専門の方にも立ち会っていただき、こういったものも行いました。これには近隣の方々、高齢者に限らず、若いお母さんや、その小さな子どもさんとかも一緒に参加していただいて、実際に体験していただいて、という形で行っております。こういった場面というのは、なかなか平日頃行うことができない事でもあります。

それ以外にも、催し事に関して、センターの利用者だけではなくて、一般の方でもご利用できるような部分に関しましては、このように、少しでもご理解をいただくという形で、取り組んでいきたいと思っております。

#### 【D委員】

それは、高齢者のことのみではなくて、地域のあらゆる年齢層の方々も来ていただけるということによろしいですか。それに関連しまして、もう1つ質問ですけれども。3つの施設それぞれの特性を活かした、先程言われましたサロンでしたら、芝生や空きスペースを活かした行事や、特色ある事業展開など、お考えがあればお聞かせください。

#### 【社会福祉法人 晋栄福祉会】

そのような場所があればできるということもあって、させていただいている経過があります。逆にふれあいセンターや交流サロンではそういう事はちょっと難しいものですから。先ほど言いました、芝生というものが交流サロンとは違います。交流サロンはどちらかと言うと、駐車場の中に芝生みたいなものがありますので、あまり芝生の活用がうまくできないのですが、ふれあいセンターに関しましては建物の敷地内に芝生があるような状況になっています。ですから、例えば我々が行っているのは、いわゆるちびっこ広場にはなりますが、市や違う法人の方の協力もいただいたりしな

がら、乳幼児と、その親御さんも一緒に参加していただいて、高齢者の方とのふれあいの場というのを、この芝生を使って、ということになります。これは逆に建物で行うよりも、そういった場面で行う方が子どもも走り回れますし、その姿を見ることによって、それに参加される高齢者の方々にとって新鮮であったりもしますので、そういった活用をさせていただいているというところもあります。もちろん、その時期的なところで、簡単なお花見というような事も行っております。という事は、ふれあいセンターの方ではさせていただいております。

**【D委員】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

他にご質問はございませんでしょうか。

**【委員長】**

ないようですので、そうしましたら以上で、面接審査を終了いたします。法人の皆さん、どうもお疲れさまでございました。

**【社会福祉法人 晋栄福祉会】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

それでは、5分間休憩を取りたいと思います。

(5分間休憩)

**【委員長】**

それでは、プレゼンテーション審査を再開したいと思います。事務局は団体を入室させていただきたいと思います。

(公益社団法人 門真市シルバー人材センター 入室、着席)

**【事務局】**

準備が終わり次第、法人名と氏名を述べた後プレゼンテーションを開始してください。なお、プレゼンテーションの時間は20分間としています。5分前にベルを鳴らしますので、必ず制限時間内に説明を終えてください。その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。なお、審査で発言された内容はすべて記録され、貴団体が指定管理者として施設の管理運営をしていただくにあたり遵守すべき事項となりますので、ご承知おきください。それでは、プレゼンテーションを始めてください。

(公益社団法人 門真市シルバー人材センター プレゼンテーション)

《門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示》

**【事務局】**

ただいま門真市シルバー人材センターさんからのプレゼンテーションがございました。この内容に関しまして、委員の皆様、何かご質問はございませんでしょうか。

**【委員長】**

それでは私の方から、質問させていただきたいと思います。提出書類にも記載していただいているわけですが、再度老人福祉センター等の指定管理に申請された理由、動機についてももう少し詳しくお聞かせください。

**【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】**

指定管理者の指定を申請した理由についてなんですが、今詳しく説明いたしましたけれども、事業計画書の3ページに記載させてもらっておりますとおり、今回の老人福祉センター、そしてふれあいセンター、高齢者交流サロンが仲間づくり、生きがいづくり、生涯学習の拠点として、我々シルバーが運営させていただくことにより、高齢者の活動拠点としての機能を強化する、こういったことが十分に図れるというような形で申し込みをさせていただきました。我々の方も、ワンコインサービスという、

福祉有償サービスというような地域の事業等も数多く実施しているので、こういった、それぞれ離れた位置にあります3施設で、市民向けの事業が窓口になれるというふうな意味で、市民の方のサービスの向上、利便性も高まるというふうな思いも持っております。

これからはやはり、高齢者の方は生涯現役で頑張っていただかないといけない世の中になってきたのではないかと思います。そういうことには、我々は高齢者の力を活用しようということで30年以上事業をやってきましたので、この当該施設が高齢者の力を活用するという発想で、管理をさせていただくと、より良いものになるのではないかなという事で、応募させていただきました。以上です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございました。他にご質問はございませんでしょうか。

**【A委員】**

指定管理料について、2点お聞かせください。1点目が、指定管理料を算定するに際して、縮減の重点ポイントとしてはどういう点をお考えかというのが1点目、2点目は、ご提案いただいた指定管理料で、適切に管理運営をしていくためにどのような工夫をされる予定かという、その2点をお願いできますか。

**【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】**

縮減の重点ポイントとしましては、一般で言いましたら、外部に委託する修繕であるとか、そういったものを1500人いる会員の中で例えば大工さんであるとか、そういった経験をお持ちの方に委託することによって、同じ市民の方なので良心的な金額で、なおかつ最低限の必要経費で修繕ができるという事を考えております。また、植木剪定に関しても、シルバーで受けている植木剪定業務がありますので、機材や技能を有する職人が行い、かつ、樹木を使った植木剪定の市民向けの講習等も企画することによって、植木の管理料等が安くしたりできると考えております。

また、蛍光灯の球切れや、経年劣化により交換が必要になったときには、LED照明に切り替えて電気代の軽減を図るといったことも考えております。

管理運営をしていくための工夫としまして、我々は公益社団法人でありますので、収

支相償、つまり支出と収入が一致しないといけないということで、先ほどの縮減ポイント等で経費が浮いた場合、予定よりも安く修繕が出来た場合等は、差額を担当課と協議のうえ、別途の修繕費や、備品の購入費等で施設のために還元させていただくというように考えております。また万が一、もし赤字が出ましても、シルバーの方で負担して運営していくことを考えております。

**【A委員】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

他にご質問はございませんでしょうか。

**【B委員】**

では、お伺いいたします。高齢者の生活に関する各種の相談や、介護予防の視点での取り組みも期待される場所ですが、そのようなことに対応できるスタッフの方はどのような方をお考えになっておられますか。

**【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】**

スタッフの人材や採用についてなんですけれども、まず、現在の施設管理員という方がいらっしゃると思いますけれども、我々が指定管理者に選定された場合は、その方々と面接をして、まず高齢者の健康管理業務や、場合によっては障がいをお持ちの方の相談、福祉に関する相談が多いと思いますので、そういった有資格者であるかどうかの確認であるとか、我々が事業計画書にうたっている内容ができるか等を判断した上で、基本的には採用させていただきたいと思っております。

また、相談業務の内容によっては、我々シルバーにはヘルパー二級を持っている会員さんも60名以上おられますし、その他社会福祉関連の有資格者もおりますので、そういったものが定期的に施設内に訪問して、相談業務ができる、受付ができる、またシルバーで介護事業もやっておりますので、介護事業は当然、地域包括支援センターとも協力してやっておりますので、相談があったときにスムーズな紹介ができる、というような体制のスタッフ採用を予定しております。

【B委員】

ありがとうございました。

【委員長】

他にご質問はございませんでしょうか。

【C委員】

はい。まず地域高齢者交流サロンは、事前にお知らせをさせていただいていたと思うのですが、この9月議会で通りまして、休館日が1日少なくなったのと、開館時間も朝の9時からということで、3施設とも同じ開館時間になったということをご存知の中で、この体制であるとか予算提案をいただいているということで、理解してよろしいでしょうか。

【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】

はい。

【C委員】

わかりました。それでは、詳しく体系図であげてはいただいていますけれども、具体的なイメージとしては、1日に大体何人ぐらいが、それぞれの施設でどのように就労されるのかというのを教えてくださいませんか。

【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】

基本的には、3施設で3人の体制というようなことで予定しております。高齢者交流サロンについては、開館日が1日増えたということに関して、当面は基本的には、老人福祉センターないし、ふれあいセンターの方から鍵を開けに行くというような形の勤務体制であって、あと、ふれあいセンターの方は常時1名、そして老人福祉センターの方は常時2名で、その中で常勤スタッフが2名と、会員の中からローテーションであと1名を常時就業する、1、2名ですね。基本日曜日が休みになっていると思いますので、常勤といっても週6日は働かせることはできないと思いますので、会員

の方は1名ないし2名が就業することにより、常時3人の職員がいると、こういうふうなスタッフ体制を予定しております。

**【C委員】**

はい、ありがとうございました。あとは、全員会員ですので、60歳以上の市民の方で対応するということだと思いますけれど、併せて、そういう方の中で、障がいをお持ちの方なんかも、シルバー人材センターさんの方では雇用はどうなのかなというふうなところ、全般も含めてで結構ですので、いかがなものでしょうか。

**【公益社団法人 シルバー人材センター】**

高齢者であるのは、100%なわけですがけれども、障がいをお持ちの方に対してどのような採用活動計画があるかということですね。

我々シルバーの実態としては、会員1500人の中に、だれが障がいをお持ちで、いうことは具体的には把握しておりませんが、我々は1500名の会員さんと話をする中で、障がいをお持ちの方はたくさん、相応数いるということは存じております。例えば、なかなか仕事ができないという方が障がいをお持ちであるというようなケースで、これからは、率や状況等を調べて、そういった方にもできるだけ清掃ですとか、今後は門扉開閉業務とか、そのようなものもありますので、そういったところで積極的に採用して、相応のパーセンテージが確保できるような形を考えております。

**【C委員】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

他にご質問はございませんでしょうか。

**【D委員】**

それでは、お聞かせ願いたいのですが、センターへお越しの方だけではなくて、地域の方、住民の方とも交流を深めていかなければいけない、というようなことになっていくと思いますけれども、そういった中で交流を深めていく方策、お考えがあれば



お教えいただきたいのですが。先ほどボランティア清掃とか1例を挙げていただきましたが、その他にあればお願いしたいと思います。

#### 【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】

地域の方との交流を深めていく方法ということですが、門真市内の方ですので、同じく利用者も60歳以上ですので、積極的に会員の方と、また現在の利用者の方、というような形で交流を深めていただくことが、すなわち地域交流になると考えている部分もあります。あと、実施事業で先ほどワンコインサービスの話もありましたけれども、地域の方と一緒にできる実施事業、近隣住民の方と一緒に参加しやすい事業というふうなことを積極的に実施していくことで、地域の方との交流ができる、また、シルバーの会員が、我々が指定管理者に選ばれた段階でたくさん係わっていくのはもちろんのことですが、PRとして、ホームページであるとか、全戸配布の広報紙であるとか、先ほどもありましたような小学校等の教育施設、そしてNPO団体とも一緒に実施事業を行っていくような形で、近隣住民の方との交流が活性化すると考えております。

#### 【D委員】

ありがとうございます。それとですね、3つの施設があるわけですが、それぞれの施設の特性を活かした事業展開などお考えがあればお教えいただきたいのですが。

#### 【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】

3つの施設の特性を生かした事業展開についてですが、先ほどもちょっとお話をさしてもらいましたが、ワンコインサービスというシルバーの事業があります。これは500円を500円という対価で、例えばパソコンが、何か操作方法がわからなくなってしまったことであるとか、多いのは、ちょっと棚をつけてほしいとか、そのようなことが多いんですけど、これは今現況でいうと、シルバーの事務所の近くの方であれば手配等がまず60歳以上の方に対してですね、地図とかをお渡ししないとやはり現地にいけないということがありまして、近くの会員や近くの利用者の方は利用が多いのですが、やはり遠くの方、我々事務所はこの市役所のすぐ近くにあるものですから、中町周辺は多いのですが、例えば岸和田であるとか、門真のここか

ら離れた地域は、なかなかワンコインサービスがやりにくい。実際に500円でここまで地図を取りに来て、説明を受けていくというのが難しかったりするのですが、今回ふれあいセンターに関しては岸和田にあるということと、老人福祉センターは御堂町、そして地域高齢者交流サロンは沖町の方にあるというように、3つが点在しておりますので、このサービスの利便性が非常に高まり、リピーターも多いんですけども、市民の方の福祉向上につながると考えております。

あと福祉有償運送、先ほど申しました介護タクシーの簡素版のようなものなんですけれども、こちらも1度、利用者にはシルバーの事務局に来ていただいて、利用者登録をしていただかなければなりません。そうすると、もともと移動が困難な方も、受付できる場所が増えるということでもた、利便性も高まっていくということを考えております。また、実施事業も非常にたくさん開催予定をしていますので。例えば歌体操というようなイベント等は参加者数が非常に多いので、分散化して実施することによって、たくさん、体験してみたいという市民があらわれることを考えております。今シルバーでは、地域の自治会であるとかNPOとかに、人材がなかなか集まらないという問題点あるということで、そちらの方に高齢者の方が入っていきやすいような、地域にデビューをしていただく橋渡しを、この交流サロンとか、ふれあいセンターで是非進めていきたいなと思っております。このことが地域の活性化に大きく貢献できるものと考えておまして、これからは高齢者の方の力がないと地域は支えられない時代だと思っておりますので、シルバーはおかげさまで、定年退職をされてから、最初に覗いてもらいやすい組織です。ですから、仕事を辞められて、ちょっと働いておきたいなという方が、地域とかNPOとかに随時に入っていただきやすい中継役というか、先ほどにも言うておりますが、プラットホーム的なものやしていきたいなという意図が、そこにあります。以上です。

#### 【D委員】

ありがとうございました。

#### 【委員長】

はい、他にご質問はございませんでしょうか。

**【委員長】**

ないようですので、そうしましたら以上で、面接審査を終了いたします。どうも法人の皆さん、ありがとうございました。

**【公益社団法人 門真市シルバー人材センター】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

以上で全法人の面接審査が終了しましたが、この審査についての意見交換を行いたいと思います。委員の皆様、何かご意見や疑問点はございますでしょうか。

**【委員長】**

今、実際にやってるところとね、これからやるというところではちょっとイメージが掴みにくいところがあるんですけどもね。

**【B委員】**

スタッフは揃っていると言われるんですけどね。

**【委員長】**

よろしいですか。それでは、それぞれ採点に入ってくださいでもよろしいでしょうか。それでは、採点よろしく願いいたします。

(各委員、採点を行う)

**【委員長】**

採点は終了しましたでしょうか。それでは事務局による集計を行いたいと思いますので15分間休憩時間とし、15時30分より会議を再開したいと思います。それでは、休憩に入りたいと思います。

(15分間休憩、事務局による集計)

**【委員長】**

それでは、会議を再開いたしたいと思います。事務局より集計結果の報告をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、集計結果について報告します。集計結果は、第1次審査と第2次審査を合わせた得点をご報告します。第1位は、社会福祉法人 晋栄福祉会で1092点です。第2位は、公益社団法人 門真市シルバー人材センターで982点です。以上で、集計結果の報告を終わります。

**【委員長】**

それでは、集計結果の結果を受けまして、総評に移らせていただきます。この結果や候補者の選定に対して、各委員それぞれの意見をお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

**【A委員】**

そうですね、特にコメントをしておきたいなというところは無いんですけども、両者比べた場合、先ほどちょっと話が出ましたように、規模が大きいという点がちょっと影響したのかなという気はしますね。

**【B委員】**

私も難しかったんですけども、やはり今されておられるところと、これからされるところというのが、ちょっと関係したのかなと思います。

**【委員長】**

実績がね、全然違いますもんね。

**【D委員】**

私も、各委員さんと同じように現役の強みというのは当然あると思うんですけど

も。その辺、シルバー人材センターさんの方は、携わっておられないのでイメージができにくかったなというのがありますし、そういったことも影響あってか、自分のところの事業の内容の方を重点的にお話されていたのかなと。それについて自分の事業と地域の高齢者の方との交流を深めていくと、という点ではよくお考えになっていたなあと、いう事は感じました。以上です。

#### 【C委員】

どちらも、かなり事業的にはいろいろ工夫をされて、いろんな事業を考えられる限り考えて、期待しているなあとというイメージがありまして、そういう意味ではどちらも、しっかりとした管理ができるのかなという印象は受けましたけども、やはり晋栄福祉会の方が実際の実績があって、モニタリングを見てもかなり評判も、悪くなく、利用状況も伸びつつある。あと専門的な介護職経験者ばかりでという意味ではかなり安心感があったのかなということで、こういう帰結になったのかなという感じはいたします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。私も大体皆様のご意見と同じですけれども、今実際やっておられて、それ程こう、大失敗だとか、そういうこともないので、うまくやっておられるのかなということと、それとやっぱりバックがしっかりしておられるので、何かあった時には、対応がかなりスムーズにいくのかなと。財政的にもそうかなという感じがしますので、総合点でやはり晋栄福祉会さんかなという感じはいたしました。

#### 【委員長】

よろしいでしょうかね。それでは、第1次審査と第2次審査の合計得点と、委員の皆様方のご意見を集約して、指定管理者候補者の順位を、第1位 社会福祉法人 晋栄福祉会、第2位 公益社団法人 門真市シルバー人材センターと、決定したいと思えます。これによって指定管理者候補者は、社会福祉法人 晋栄福祉会といたします。

もしこの団体が、指定管理者に指定するのに著しく不適當な事象が生じた場合は、第2位の公益社団法人 門真市シルバー人材センターを指定管理者の候補者としますが、よろしいでしょうか。(異議なしの声あり) それでは、以上のとおり、門真市長の

諮問に対して答申を行うことと決意いたします。

**【委員長】**

最後に、今後のことについて事務局よりご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、今後のことについてご説明します。まず、申請団体に対しては、選定の結果を郵送により通知します。次に、第1回及び第2回の会議録につきましては、市ホームページなどで公開します。次に、指定管理者候補者を門真市長に具申してから、指定管理者として決定されるまでの手続についてご説明します。本選定委員会の答申により、市長が指定管理者候補者として決定した団体を、12月に開催される平成25年門真市議会第4回定例会に上程し、議決を求めます。この議決をもって指定管理者として指定することとなります。最後に、大変お忙しい中、約2カ月にわたり貴重なお時間を割いていただき、門真市立老人福祉センター等の運営にふさわしい指定管理者候補者を選定いただきましたことを事務局一同、心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

**【委員長】**

以上をもちまして、第2回門真市立老人福祉センター等指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。